

移住者・転入者向け

非持区の案内

地域の中で安心した生活をお過ごしいただくために

令和8年度 非持区

1 長谷地区の成立と経緯

昭和34年4月1日に旧美和・伊那里の2村が合併して長谷村が発足しました。村名は募集によるもので、明治時代の一時期に両村が長谷村として存在したことに由来しています。

平成18年3月31日に伊那市、高遠町及び長谷村の1市1町1村が合併して伊那市が発足し、長谷地区は伊那市の1部となりました。

2 非持区について

伊那市長谷非持区では、新たに転入あるいは転居されてこられた皆さんを、温かく心よりお迎えしています。

お住まいになるうえでは、環境衛生や防災、福祉においても、お近くの住民同士による助け合いがとても重要です。そこで、地域のルールに沿い、地域に馴染み、地域の中で安心した生活をお過ごしいただくために、非持区への入会をお願いいたします。

現在、非持区にお住まいの方は全員が非持区民となっています。

区は、地域に住む人々の連帯感をより深め、安心・安全な地域、また、住み良い環境の整備等について、地域住民または行政と協働しながら創り上げることを目的にしている「地域を代表する自主的な民間組織」です。

区の活動を通し、この地域を創り、守るという責任感は、自分達の地域は自分達で創り、守るという共助の精神から発生する責任感と考えます。

当然のことですが、区民になると、区費の負担、共同作業への参加、地区の役員としての活動など共にご負担いただくことになります。

3 非持区の活動について

区では、区長や役員が中心となり、区民の意見を聞きながら、年間の事業計画・予算を立てて、区民の安心で快適な生活を創り、守るため、さまざまな活動を行っています。

区は地域の「生活共同体」です。個人や家庭だけでは出来ないことも、住民の助け合いにより、住み良いまちづくりが実現します。

区の活動は、大きく分けると2つに分けられます。

一つは、非持区および地域団体とで行う自主事業で、もう一つは、行政と協働して行う事業です。

自主事業は、区単位で個々に実施している事業です。

具体的には、敬老会やお祭りなどで、どこの地域でも似たような行事が行われていますが、これらは、同じ地域に住む人々の連帯感や親密感をより深めるために行われている継続的な行事です。こういった行事を通じて、人間関係を広めていったり深めていただき、いざ、という時の共助（災害時など）に活かしていた

だくために、その時々役員が工夫を重ねながら規模を変更したり、時間を変更したりして実施し、現在のような形になっているものです。

また、行政との協働で実施している事業については、市などからの周知物の配付、簡易な調査のお願い、役員の選出などがあります。

○自主事業

- ・敬老会 ・盆事業 ・防災訓練
- ・お祭り ・忘年会 ・新年会
- ・春の作業（道路愛護、水路（山室井筋）の井浚い など）

○行政との協働で実施している事業

- ・市などからの周知物の配付
- ・簡易な調査のお願い
- ・役員の選出

などがあります。

4 区費について

非持区が定める規約には、区のさまざまな活動や共有施設の維持管理などに充てるため、区民の皆さんが負担する自治会費（区費、入区費等）などの額や、納入時期などが定められています。

【入区費】 なし

【区 費】 年間 20,000円位
年1回6月徴収（口座振替又は口座振り込み）

【その他】 区とは組織が異なりますが、
組費 約5,000円等があります。

不明な点は、非持区に加入する際に、区長又は副区長に確認をお願いします。

5 区長・役員の役割

区の活動の中心が区長です。非持区がスムーズに運営、活動出来るようにするために、区長の役割は大変重要です。

しかしながら、区長が1人で孤軍奮闘するのではなく、同じく選出された役員とコミュニケーションを取りながら、目的達成に向け対応しています。

役員については、区の世帯数や組等の編成により呼称、役員数の違いはありますが、非持区では、4組15班で構成され、区長、副区長、総代、水利部長、公民館部長が役員に位置づけられています。

副区長以下の役員の職務としては、区長を補佐することはもちろんですが、区

民の日頃からの意見を吸い上げ、個人での判断ではなく、役員で情報を共有し区としての判断をする必要があります。

役員の選出方法については、各自治会(区)の考え方で異なっていますが、非持区では、高齢者世帯の増加や世帯数の減少を踏まえて、出来るだけ柔軟な対応が求められています。

《個人情報について》

非持区において、知り得た区民の氏名、生年月日などの個人情報やプライバシーに関して、プライバシーの侵害が相互の信頼感を損ね、将来的に大きな溝が生じることもありますので、区長や役員は、慎重な対応に努めています。

6 非持区加入の手続き

非持区への加入は、区長又は副区長にお申し出ください。

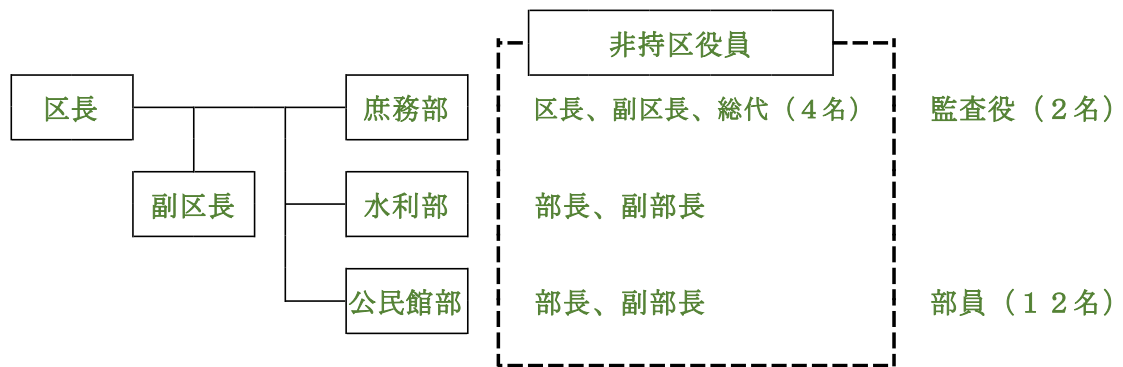
また、非持区の概要が知りたいときは、地域の慣習や行事等をまとめた「地域の教科書」をご覧くださいと、地域の魅力や非持区の区費・活動内容等が確認できます。市役所市民ホールまたは市のホームページをご覧ください。

7 非持区の運営

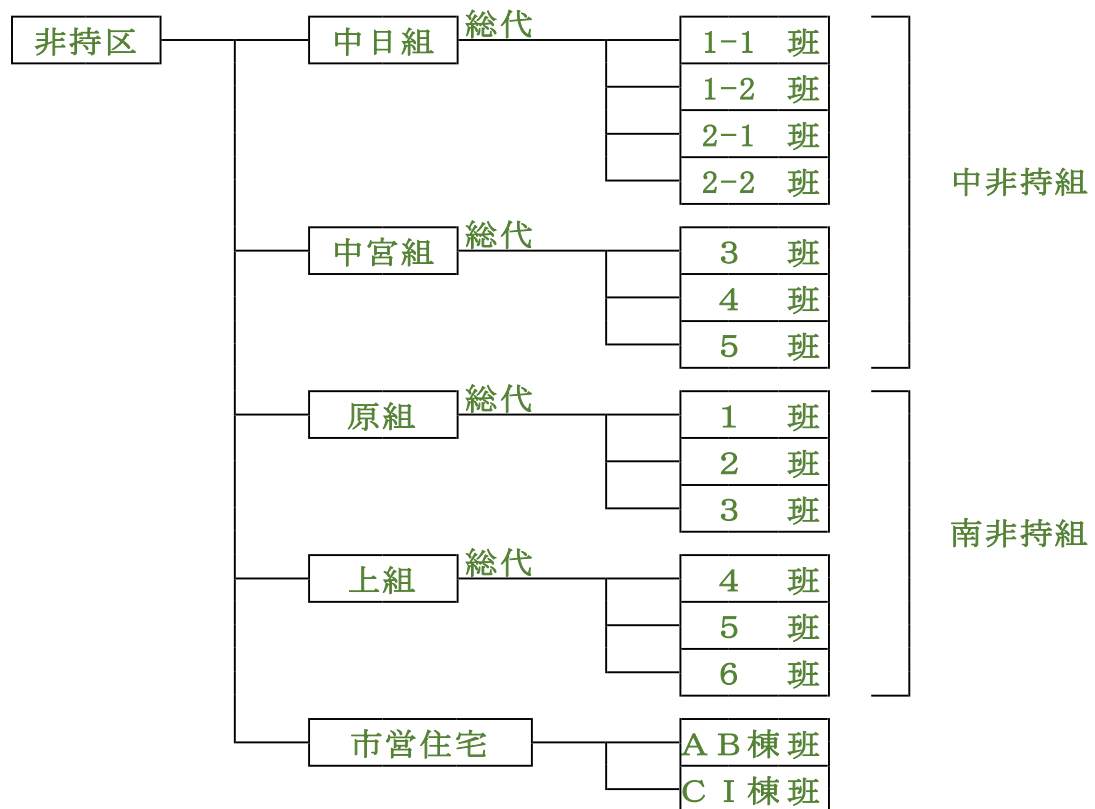
(1) 組織

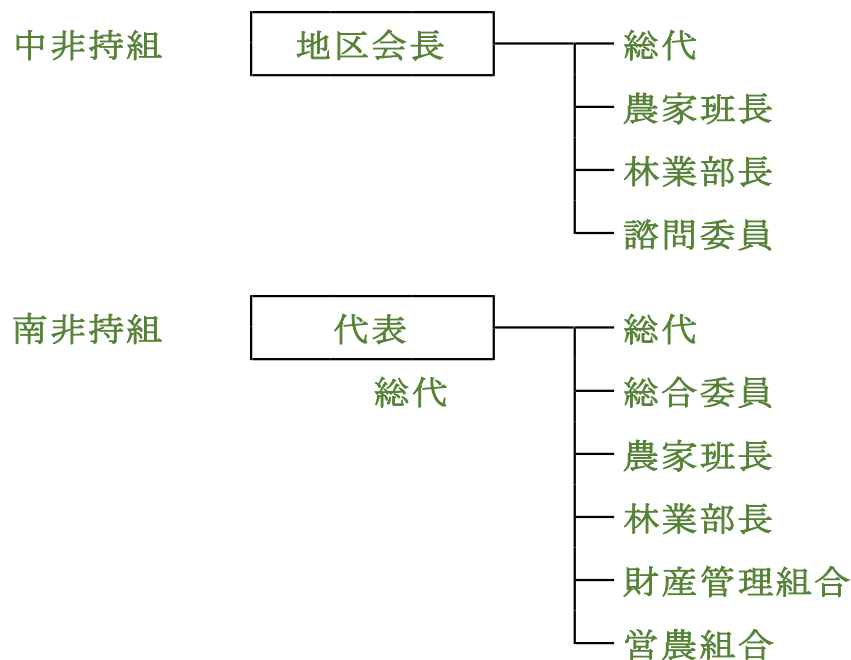
自治会(区)は、その名前のとおり「自分たちで治める会」であり、そこには区民全体で決まり(規約)を守るという約束事が発生します。

また、規約についての決定機関を置くことになり、その組織としての役員を決めなければなりません。区には区長がいて、区の下には組が組織され、総代、班長がいます。



非持区 4組（総代4名） 15班長





(以下基本的事項を記載します。)

- 規約（会則）・・・区の役員、予算、事業等を規約（会則）に定め事業を実施するもの。なお、区民の流動性や、少子・高齢化等を勘案し、必要に応じて見直しをしています。
- 役員・・・区長、副区長、水利部長、公民館部長、総代（４名）、監査役（２名）、（正副氏子組合長、正副財産管理組合長）
- 総会・・・非持区での決まり事や会計決算報告などの事業報告や予算および事業計画を承認し承諾いただく会員の全体会議
区民 １２０名
- 区議会・・・区長が諮問する議案を審議・決定・承認する会議
区議会議員 ８名
- 役員会・・・役員において、事業内容や予算の支出等についての会議を実施し区の事業が円滑に進むように検討する会議
非持区役員及び正副組合長 ４名
- 区費・・・区を運営するための費用で世帯ごとに負担
- 組合・・・組織は区と分離独立していますが、下記の組合が非持区内で活動・運営しています。
 - (１) 氏子組合・・・組合長、副組合長、役員（２名）
神社：諏訪社の維持管理を行っている。
 - (２) 財産管理組合・・・組合長、副組合長、委員（２名）
非持区の山林の維持管理を行っている。

（３）営農組合・・・中非持営農組合（法人）、

南非持営農組合

耕作地が荒廃しないよう主に稲作経営を行っている。

（２）活動

前述のように区の活動は、大きく分けると２つに分けられます。

一つは、区および地域団体とで行う自主事業で、もう一つは、行政と協働して行う事業です。

※ 区の行事への参加は、原則的に強制ではありません。転入した場合には、行事を通じて人間関係を広めるチャンスですので、積極的に参加してみませんか。

（３）予算と決算

区の活動について、その事業に掛かる費用を裏付けるものとして予算があり、また、年間の事業に掛かった費用報告が決算です。

区民が区費を負担し、区を運営をする訳ですので、予算、決算は、総会の議決が必要です。

- 収入 ・・・区費を基本とし、それ以外に市の各種補助金等で賄われます。
- 支出 ・・・予算を基に区活動に対する経費を支払うものであり、予算にない支払いについては、~~役員会あるいは~~区議会又は総会での承諾が必要です。

（４）連合組織

非持区は、独立した任意団体ですが、自主事業や支援事業を効率よく実施するうえで地域ごとに連動する地域連合を組織しています。

長谷地区では、合併以前（長谷村当時）から７地区の集合体で長谷地域自治区が組織され、伊那市全体で各地区区長会長の集合体として伊那市区長会が組織されています。

（５）非持区の法人化（認可地縁団体）

非持区等の地縁による団体は、市長の認可を得ることにより、法人格の取得ができます。これにより、区公民館や土地などの不動産を非持区名義で登記するこ

とが可能となります。

「案内」の提供にあたって

非持区では、区民相互の親睦や福祉の向上のほか、地区の連帯感の醸成、住みよいまちづくりの推進などを目指して、地域において結成され、自主的に運営されている地域を代表する組織です。そこには様々な人々が生活しており、その地域に根ざした活動が行われてきています。

現在、以前の自治会活動には考えられなかったプライバシーへの配慮をどこまで行うか、人口の減少にどのように対応していくかなどの課題に直面しております。

この「区の案内」は、そうした自治会活動や地域における組織作りの参考となり、更には、移住・転入者の加入促進の一助として、非持区の組織の充実が図られると共に、市との協働の発展に繋がるものとして作成いたしました。

非持区の活動にご理解いただき、非持区への加入の参考になれば幸いに存じます。

令和8年度 非持区長

伊藤 博文

